

## テココロ ものづくりアカンパニスト規約

第1条 本規約は、株式会社グローバー（以下、「グローバー」）が企画・運営するテココロ事業（以下、「テココロ」とする）の会員組織（以下、「**テココロの会**」）所属の、ものづくりアカンパニスト（以下、「アカンパニスト」とする）に関する基本的事項を定める。

第2条 アカンパニストは、ものづくりアカンパニスト養成講座を合格修了し、ものづくりアカンパニスト資格登録の申し込み手続きを完了し、承認された個人をいう。

第3条 アカンパニストになろうとする者は、別に定める手順に沿って申し込みを行う。テココロ事務局は申込内容を確認し、諸条件を満たしたと判断した場合登録を承認する。未成年者が登録する場合は、義務教育を修了し、保護者の同意書の提出により許可される。

第4条 第3条の承認後においても、テココロ事務局が以下の何れかの項目に該当すると判断した場合、テココロの会からの強制退会並びにものづくりアカンパニストの称号利用を認めないことがある。

1. テココロの目的や趣旨に賛同していないと思われるとき
2. 第2条の登録申し込みの記入事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
3. 本規約違反及びその他規約に違反したことを理由として退会処分を受けたことがあるとき
4. アカンパニストになろうとする者が反社会勢力に属する者または団体に該当すると判断した場合や、法令違反または著しく社会規範に反するとき、その恐れがあると判断したとき
5. その他テココロ事務局が不適切と判断したとき

第5条 アカンパニストとして活動するためのテココロの会年間登録料は次の通りとする。  
年間登録料 6,600円（10%消費税込）。  
手続きが完了した翌月1日より12ヶ月を活動登録期間とする。  
年間登録料の納入方法は、テココロ事務局が指定する方法に沿う。  
納付された年間登録料はいかなる理由でも返還されない。  
テココロ事務局が発表する特別料金条件に当てはまる場合は、その内容を適用する。

第6条 アカンパニストは、テココロに関係するものとしてふさわしい行動をとること。

1. アカンパニストは、自身が修得したその知識または寄り添い方を活かして活動する。
2. アカンパニストとしての権利や特典を第三者に譲渡することや、その他担保にするような行為を行わない。
3. テココロや講座主催団体などの関連団体について誤解を招くような表現や、説明をしない。
4. 他のアカンパニストやテココロおよび講座主催団体などの関連団体の信用をなくすような行為を行わない。
5. アカンパニストは、本規約並びに講座主催団体の諸規則を誠実に遵守する。
6. アカンパニストは、活動において取得した個人情報適切に管理し、取得目的内で利用する。

第7条 アカンパニストは次の権利を有する。

1. テココロ事務局が推奨するキット・カリキュラムを利用できる。ただし、利用にあたっては講座主催団体が決定した講座実施の条件に沿うものとする。
2. テココロ事務局が主催または後援するイベントへの参加やテココロの会並びにアカンパニスト特典を利用することができる。

第8条 届出情報の変更、追加について

1. 氏名・住所・電話番号・メールアドレス等テココロ事務局が届出項目と指定している内容に変更や追加があった場合は、速やかに届出を行う。
2. 届出が無いまたは遅延により第7条の権利行使に支障があった場合、テココロ事務局は一切その責任を負わない。

第9条 活動休止について  
介護や出産、子育て、海外赴任等の一時的な活動停止に対応するため、別途指定する手続きにより活動休止を行うことができる。ただし、いかなる理由でも年間登録料は返還しない。  
活動の一時休止を行う場合は、事前にテココロ事務局へ申し出を行い、承認を得なければならない。  
活動再開の連絡もテココロ事務局に申し出しなければならない。  
・年間登録期間が終了した日の翌日から1年間は、活動再開の申請と年間登録料の支払いにより、新たに資格講座を受講することなく活動を再開することができる。  
ただし、その期間中に教科書の改訂など知識の再取得が必要な場合は、テココロが指定する活動再開条件に従う。  
活動期間終了から再開までの期間は第7条の権利は失効する。

第10条 アカンパニストが次のいずれかに該当するとテココロ事務局が判断した場合、当該アカンパニストへの事前確認なく、テココロの会より退会措置を行う。

1. 第6条にあたらないとテココロ事務局が判断したとき
2. 活動許可期間を終了したとき
3. アカンパニスト登録情報への連絡が一切つかなくなったとき
4. 死亡を確認したとき
5. テココロが解散したとき
6. 年間登録料の未納などアカンパニスト活動継続の意思がないとテココロ事務局が判断したとき
7. アカンパニストが反社会勢力に属する者または団体に該当するとテココロが判断した場合や法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあるとテココロが判断したとき

第11条 アカンパニストが前条の規定によりその資格を喪失したときは、第7条の権利を失う。また、アカンパニストがその資格を喪失した場合、既に納入した登録料その他の拠出金品は返還しない。

第12条 テココロ事務局は、アカンパニストの氏名または名称及び住所等、申請時に提出された内容及び講座受講者や講座内容等の情報を管理する。

第13条 テココロ事務局は、主たる事務所を東京都港区三田3-1-17 アクシオール三田4F（株式会社グローバー 新領域推進事業部内）に置く。

第14条 テココロ事務局は、業務上知り得た機密情報及び個人情報の保護に努めるものとする。

第15条 本規約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、テココロ事務局所在地を管轄する裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条 この規約に定める項目のほか、必要な事項は別に定める。

附則 本規約は、2024年12月2日から施行する。